

第2節 各論

第1 中間検査

1 中間検査について

完成検査を補完するために、工事等の完了後に行う完成検査で確認が困難な部分については、工事等の完了前に中間検査を実施するものとする。

2 中間検査の対象

中間検査は次の防火対象物に対して行うものとする。

- (1) 令第8条に規定する区画を有する防火対象物
- (2) 令第29条の4第1項の規定に基づく、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）を適用する防火対象物
- (3) 規則第12条の2の区画を有する防火対象物
- (4) 規則第13条第1項又は第2項の区画を有する防火対象物
- (5) その他、中間検査が必要と判断する防火対象物

3 中間検査の実施要領

- (1) 中間検査は、次の事項について確認するものとする。
 - ア 区画の及び構造
 - イ 区画貫通部の処理
 - ウ 開口部の位置、構造、大きさ
 - エ その他、必要と認める事項
- (2) 令8区画及び特定共同住宅に関する検査は、完成検査も含めて別紙1―1及び別紙1―2を活用し実施すること。

別紙1―1	令8区画
別紙1―2	特定共同住宅等